

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1	1
2	2
(例)	(例)
第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例	第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例
第68条の16（特定設備等の特別償却）関係	第68条の16（特定設備等の特別償却）関係
第1款 共通事項	第1款 共通事項
第2款 公害防止設備	第2款 公害防止設備
第3款 海洋運輸業等	第3款 海洋運輸業等
3	3
.....
<u>括弧書</u>	<u>かっこ書</u>
(例)	(例)
.....
4	4

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 共通規定</p> <p>第 68 条の 2～第 68 条の 3 《共通事項》関係</p> <p>第 1 章の 2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第 68 条の 8 《中小企業者等である連結法人の法人税率の特例》関係</p> <p>第 2 章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究費の額</p> <p>第 2 款 中小連結親法人</p> <p>第 3 款 その他</p> <p>第 68 条の 10～第 68 条の 36 《共通事項》関係</p> <p>第 68 条の 10 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 68 条の 14 の 2</u> 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 68 条の 15</u> 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p>第 1 章 共通規定</p> <p>第 68 条の 2～第 68 条の 3 《共通事項》関係</p> <p>第 1 章の 2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例</p> <p>第 68 条の 8 《中小企業者等である連結法人の法人税率の特例》関係</p> <p>第 2 章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究費の額</p> <p>第 2 款 中小連結親法人</p> <p>第 3 款 その他</p> <p>第 68 条の 10～第 68 条の 36 《共通事項》関係</p> <p>第 68 条の 10 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 68 条の 14 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 68 条の 15</u> 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p><u>第 68 条の 15 の 2</u> 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 15 の 2 《 <u>特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除</u> 》関係	第 68 条の 15 の 3 《 <u>雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除</u> 》関係
第 68 条の 15 の 3 《 <u>認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除</u> 》関係	
第 68 条の 15 の 4 《 <u>特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u> 》関係	第 68 条の 15 の 4 《 <u>特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u> 》関係
第 68 条の 15 の 5 《 <u>雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除</u> 》関係	第 68 条の 15 の 5 《 <u>雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除</u> 》関係
第 68 条の 15 の 6 《 <u>生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u> 》関係	第 68 条の 15 の 6 《 <u>生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</u> 》関係
第 68 条の 15 の 7 《 <u>法人税の額から控除される特別控除額の特例</u> 》関係	第 68 条の 15 の 7 《 <u>法人税の額から控除される特別控除額の特例</u> 》関係
第 68 条の 16 《 <u>特定設備等の特別償却</u> 》関係	第 68 条の 16 《 <u>特定設備等の特別償却</u> 》関係
第 1 款 共通事項	第 1 款 共通事項
第 2 款 公害防止設備	第 2 款 公害防止設備
第 3 款 海洋運輸業等	第 3 款 海洋運輸業等
第 68 条の 19 《 <u>関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却</u> 》関係	第 68 条の 19 《 <u>関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却</u> 》関係
第 68 条の 24 《 <u>共同利用施設の特別償却</u> 》関係	第 68 条の 24 《 <u>共同利用施設の特別償却</u> 》関係
第 68 条の 26 《 <u>特定地域における電気通信設備の特別償却</u> 》関係	第 68 条の 26 《 <u>特定信頼性向上設備等の特別償却</u> 》関係
第 68 条の 27 《 <u>特定地域における工業用機械等の特別償却</u> 》関係	第 68 条の 27 《 <u>特定地域における工業用機械等の特別償却</u> 》関係
第 68 条の 29 《 <u>医療用機器の特別償却</u> 》関係	第 68 条の 29 《 <u>医療用機器の特別償却</u> 》関係
第 68 条の 31 《 <u>障害者を雇用する場合の機械等の割増償却</u> 》関係	第 68 条の 31 《 <u>障害者を雇用する場合の機械等の割増償却</u> 》関係
第 68 条の 34 《 <u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却</u> 》関係	第 68 条の 34 《 <u>サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却</u> 》関係
第 68 条の 35 《 <u>特定都市再生建築物等の割増償却</u> 》関係	第 68 条の 35 《 <u>特定都市再生建築物等の割増償却</u> 》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係 第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係 第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係 第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p>第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 4 章 削 除</p> <p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>	<p>第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 3 章 連結法人の準備金等</p> <p>第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係 第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係 第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係 第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係 <u>第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</u> <u>第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係</u> 第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係 第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係 第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係 第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 4 章 削 除</p> <p>第 5 章 連結法人の鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 68 条の 61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 6 章の 2 <u>国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例</u> 第 68 条の 63 の 2 (国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例 第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係 第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例 第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係 第 1 款 交際費等の範囲 第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他</p>	<p>第 6 章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第 68 条の 63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 6 章の 2 <u>国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例</u> 第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係</p> <p>第 7 章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例 第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金) 関係 第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 8 章 連結法人の交際費等の課税の特例 第 68 条の 66 (交際費等の損金不算入) 関係 第 1 款 交際費等の範囲 第 2 款 損金不算入額の計算</p> <p>第 9 章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第 68 条の 68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係 第 1 款 課税対象の範囲等 第 2 款 収益の額 第 3 款 原価の額 第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等 第 5 款 適用除外関係 第 6 款 その他</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 85 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>	<p>第 68 条の 69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係</p> <p>第 1 款 課税対象の範囲等</p> <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> <p>第 10 章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 85 (共通事項) 関係</p> <p>第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 68 条の 73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 特別勘定</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 その他</p> <p>第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 特殊の関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 比較対象取引</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 利益分割法の適用</p>	<p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78～第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 特別勘定</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 その他</p> <p>第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 特殊の関係</p> <p style="text-align: center;">第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p style="text-align: center;">第 3 款 比較対象取引</p> <p style="text-align: center;">第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p style="text-align: center;">第 5 款 利益分割法の適用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 10 款 その他</p> <p>第 12 章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係</p> <p>第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 14 章 連結法人のその他の特例</p> <p>第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 101 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)</p>	<p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 10 款 その他</p> <p>第 12 章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係</p> <p>第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 68 条の 90～第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 93 の 2～第 68 条の 93 の 5 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 14 章 連結法人のその他の特例</p> <p>第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>	<p style="text-align: center;">係</p> <p>第 68 条の 102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (連結法人の連結国外所得金額の計算の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係</p>

三 第 68 条の 10～第 68 条の 36 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -1 措置法第 68 条の 10 第 1 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項</u>、第 68 条の 14 第 1 項、<u>第 68 条の 14 の 2 第 1 項</u>、<u>第 68 条の 15 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26</u>、<u>第 68 条の 27</u>、第 68 条の 29、第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -2 ……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -1 措置法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項から第 4 項まで</u>、第 68 条の 14 第 1 項、<u>第 68 条の 15 第 1 項</u>、<u>第 68 条の 15 の 2 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項から第 4 項まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29、第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -2 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第 68 条の 10 第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 14 第 1 項、<u>第 68 条の 14 の 2 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>、第 68 条の 29、第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 までの規定（同法第 42 条の 5 第 1 項、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 11 の 2 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで、<u>第 44 条の 3 並びに第 44 条の 5</u>から第 48 条まで……………</p> <p>……</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から<u>第 68 条の 15</u>まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24、<u>第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -4 ……………措置法第 68 条の 10 第 4 項、<u>第 68 条の 11 第 6 項</u>、第 68 条の 13 第 3 項又は第 68 条の 15 の 4 第 4 項……………</p>	<p>措置法第 68 条の 10 第 1 項<u>及び第 6 項</u>、第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 14 第 1 項、<u>第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 2 第 1 項</u>、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項<u>及び第 2 項</u>、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 <u>から第 68 条の 27 まで</u>、第 68 条の 29、第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 までの規定（同法第 42 条の 5 第 1 項 <u>及び第 6 項</u>、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 12 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項 <u>及び第 2 項</u>、第 43 条から第 44 条まで <u>並びに第 44 条の 3</u>から第 48 条まで……………</p> <p>……</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 14 から<u>第 68 条の 15 の 2</u>まで、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 <u>から第 68 条の 27 まで</u>、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>68 の 10～68 の 36 (共) -4 ……………措置法第 68 条の 10 第 4 項、<u>第 68 条の 11 第 11 項</u>、第 68 条の 13 第 3 項、<u>第 68 条の 14 第 4 項、第 68 条の 15 第 4 項</u>又は第 68 条の 15 の 4 第 4 項……………</p>

四 第 68 条の 10(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 10-1 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 10 第 1 項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等</u> (以下 68 の 10-3 までにおいて「<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等</u>」という。) を……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等</u>が……………</p> <p>……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等</u>は……………<u>同条</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68 の 10-2 ……………</p> <p>……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等</u>……………</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 10-3 ……………</p> <p>……………<u>エネルギー環境負荷低減推進設備等</u> (車両及び運搬具を除く。) の取得等をした日及び……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10-5 <u>措置法第 68 条の 10 第 8 項</u>の規定により同条第 1 項から第 3 項まで……………<u>同条第 8 項第 1 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………</p> <p>……………<u>同条第 8 項第 3 号</u>……………<u>同条第 1 項から第 3 項まで</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 10-1 ……………</p> <p>……………<u>機械及び装置を</u>……………<u>機械及び装置が</u>……………</p> <p><u>機械及び装置は</u>……………<u>措置法第 68 条の 10</u>……………</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68 の 10-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 10 第 1 項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等</u>……………</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 10-3 ……………</p> <p>……………<u>その取得等をした機械その他の減価償却資産を</u>……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 10-5 <u>措置法第 68 条の 10 第 10 項</u>の規定により同条第 1 項及び第 6 項、第 2 項又は第 3 項……………<u>同条第 10 項第 1 号</u>……………同条第 1 項及び第 6 項、第 2 項又は第 3 項……………<u>同条第 10 項第 3 号</u>……………</p> <p>…同条第 1 項及び第 6 項、第 2 項又は第 3 項……………</p>

五 第 68 条の 11 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1</p> <p>.....同条第 2 項.....同条第 2 項及び第 4 項.....</p> <p>.....措置法令第 39 条の 41 第 4 項第 2 号若しくは第 3 号又は措置法規則第 22 条の 25 第 1 項若しくは第 2 項.....これらの規定.....</p> <p>⑥ 1措置法第 68 条の 11 第 3 項.....</p> <p>2</p> <p>.....措置法第 68 条の 11 第 4 項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11-1</p> <p>.....同条第 2 項又は第 8 項.....同条第 2 項及び第 8 項.....</p> <p>.....措置法規則第 22 条の 25 第 1 項又は第 2 項.....これらの項.....</p> <p>⑥ 1措置法第 68 条の 11 第 7 項.....</p> <p>2</p> <p>.....措置法第 68 条の 11 第 8 項.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p><u>(特例対象連結事業年度等に取得供用した特定生産性向上設備等についての適用)</u></p> <p><u>68 の 11-1 の 2 措置法第 68 条の 11 第 3 項又は第 10 項の規定は、同条第 3 項に規定する特例適用連結事業年度 (以下 68 の 11-1 の 2 において「特例適用連結事業年度」という。) 終了の日において中小連結法人に該当する連結法人が、中小連結法人に該当していた期間 (同項に規定する特例対象連結事業年度等の特定期間内の期間に限る。) 内に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等 (同項又は同条第 10 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。) について適用があることに留意する。</u></p> <p><u>⑥ 1 同条第 4 項に規定する特定生産性向上設備等についても、本文と同様、特例適用連結事業年度終了の日において中小連結法人に該当する連結法人に適用があることに留意する。</u></p> <p><u>2 特例適用連結事業年度終了の日において特定中小連結法人に該当する連</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 措置法令第 39 条の 41 第 1 項又は第 4 項第 1 号若しくは第 2 号……</p> <p>……</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 措置法令第 39 条の 41 第 4 項第 2 号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が 120 万円以上であるかどうかについては、各連結法人が工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとの取得価額の合計額により判定することに留意する。</p> <p>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</p> <p>68 の 11-2 の 2 措置法第 68 条の 11 第 2 項……………同項に規定する生産性向上設備等 (以下 68 の 11-2 の 2 において「生産性向上設備等」という。)</p> <p>……</p> <p>(注) 例えば、<u>生産性向上設備等</u>……………<u>措置法令第 39 条の 41 第 4 項第 2 号又は第 3 号</u>……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p>	<p><u>結法人が、特定中小連結法人に該当していた期間 (同条第 3 項に規定する特例対象連結事業年度等の特定期間内の期間に限る。) 内に取得等をして指定事業の用に供した同条第 10 項に規定する特定生産性向上設備等に係る同項の繰越税額控除限度超過額に加算する金額は、当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額による。</u></p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>68 の 11-2 措置法令第 39 条の 41 第 1 項……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</p> <p>68 の 11-2 の 2 措置法第 68 条の 11 第 2 項から第 4 項まで、第 8 項又は第 10 項……………<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 9 項に規定する特定生産性向上設備等 (以下 68 の 11-2 の 2 において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)</u>……………</p> <p>(注) 例えば、<u>生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等</u>……………<u>措置法令第 39 条の 47 第 1 項第 2 号若しくは第 4 号、第 2 項第 2 号若しくは第 4 号又は第 4 項第 2 号若しくは第 4 号</u>……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p>

改 正 後	改 正 前
68 の 11-3 措置法令第 39 条の 41 第 1 項又は第 4 項……………	68 の 11-3 措置法令第 39 条の 41 第 1 項……………
(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)	(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)
68 の 11-3 の 2 措置法第 68 条の 11 第 4 項に規定する税額控除限度額……………	68 の 11-3 の 2 措置法第 68 条の 11 第 8 項に規定する税額控除限度額(同条第
……………同項……………	10 項の繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。)……………同
(1) ……………	(1) ……………
……………以下 68 の 11-3 の 2 ……………	……………措置法第 68 条の 11 第 10 項に規定する特定生産性向上設備等
(2) ……………	……………について同項の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例
(注) 1 ……………	……………適用連結事業年度を含む。以下 68 の 11-3 の 2 ……………
2 ……………	(2) ……………
……………措置法第 68 条の 11 第 4 項……………	(注) 1 ……………
(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)	2 ……………
68 の 11-10 ……………	……………措置法第 68 条の 11 第 8 項……………
……………措置法第 68 条の 11 第 3 項(同法第 42 条の 6 第 3 項……………	(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)
……………	68 の 11-10 ……………
措置法第 68 条の 11 第 4 項(同法第 42 条の 6 第 4 項……………措置法第	……………措置法第 68 条の 11 第 7 項(同法第 42 条の 6 第 7 項……………
68 条の 11 第 4 項(同法第 42 条の 6 第 4 項……………	……………
(ソフトウェアの改良費用)	措置法第 68 条の 11 第 8 項(同法第 42 条の 6 第 8 項……………措置法第
68 の 11-10 の 2 ……………	68 条の 11 第 8 項(同法第 42 条の 6 第 8 項……………
……………措置法第 68 条の 11 第 1 項から第 4 項まで……………	(ソフトウェアの改良費用)
	68 の 11-10 の 2 ……………
	……………措置法第 68 条の 11 第 1 項から第 3 項まで、第 7 項、第 8 項

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の11-11 <u>措置法第68条の11第9項の規定により同条第1項から第5項まで</u> <u>……………同条第9項第1号……………同条第1項から第5項まで</u> <u>……………同条第9項第3号……………同条第1項から第5項まで</u> ……………</p>	<p><u>又は第10項……………</u></p> <p><u>同条第4項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支出した場合についても、同様とする。</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の11-11 <u>措置法第68条の11第14項の規定により同条第1項から第4項まで及び第7項から第9項まで</u> <u>……………同条第14項第1号……………</u> <u>……………同条第1項から第4項まで及び第7項から第9項まで</u> <u>……………同条第14項第3号……………同条第1項から第4項まで及び第7項から第9項まで</u> ……………</p>

六 第68条の14(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>68の14-9 <u>措置法第68条の14第3項……………</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の14-10 <u>措置法第68条の14第5項の規定により同条第1項及び第2項</u> <u>……………同条第5項第1号……………同条第1項及び第2項……………</u> <u>……………同条第5項第3号……………同条第1項及び第2項……………</u></p>	<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>68の14-9 <u>措置法第68条の14第6項……………</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の14-10 <u>措置法第68条の14第8項の規定により同条第1項から第3項まで</u> <u>……………同条第8項第1号……………同条第1項から第3項まで</u> <u>……………同条第8項第3号……………同条第1項から第3項まで</u> ……………</p>

七 第 68 条の 14 の 2 (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 14 の 2</u> (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p>	<p><u>第 68 条の 15</u> (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p>
<p>(取得価額の判定単位)</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p>
<p><u>68 の 14 の 2-1</u> 措置法令第 39 条の 44 の 2 第 1 項……………</p>	<p><u>68 の 15-1</u> 措置法令第 39 条の 45 第 1 項……………</p>
<p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p>	<p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p>
<p><u>68 の 14 の 2-2</u> 措置法令第 39 条の 44 の 2 第 1 項…………… 措置法令第 39 条の 44 の 2 第 1 項……………</p>	<p><u>68 の 15-2</u> 措置法令第 39 条の 45 第 1 項…………… 措置法令第 39 条の 45 第 1 項……………</p>
<p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p>	<p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p>
<p><u>68 の 14 の 2-3</u> 措置法第 68 条の 14 の 2 第 1 項……………</p>	<p><u>68 の 15-3</u> 措置法第 68 条の 15 第 1 項……………</p>
<p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p>	<p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p>
<p><u>68 の 14 の 2-4</u> 措置法第 68 条の 14 の 2 第 1 項……………</p>	<p><u>68 の 15-4</u> 措置法第 68 条の 15 第 1 項……………</p>
<p>(開発研究の意義)</p>	<p>(開発研究の意義)</p>
<p><u>68 の 14 の 2-5</u> 措置法第 68 条の 14 の 2 第 1 項……………</p>	<p><u>68 の 15-5</u> 措置法第 68 条の 15 第 1 項……………</p>
<p>(1) ……………</p>	<p>(1) ……………</p>
<p>(2) ……………</p>	<p>(2) ……………</p>
<p>(3) ……………</p>	<p>(3) ……………</p>
<p>(4) ……………</p>	<p>(4) ……………</p>
<p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p>	<p>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68 の 14 の 2-6</u> 措置法第 68 条の 14 の 2 第 1 項……………</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p><u>68 の 14 の 2-6 の 2</u> ……………措置法第 68 条の 14 の 2 第 1 項……………</p> <p>……………</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>68 の 14 の 2-7</u> 連結法人が措置法第 68 条の 14 の 2 第 1 項……………措置法第 68 条の 14 の 2 第 2 項……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p><u>68 の 14 の 2-8</u> 措置法第 68 条の 14 の 2 第 4 項の規定により同条第 1 項及び第 2 項……………同条第 4 項第 1 号……………同条第 1 項及び第 2 項……………</p> <p>……………同条第 4 項第 3 号……………同条第 1 項及び第 2 項……………</p> <p>……………</p>	<p><u>68 の 15-6</u> 措置法第 68 条の 15 第 1 項……………</p> <p>(委託研究先への資産の貸与)</p> <p><u>68 の 15-6 の 2</u> ……………措置法第 68 条の 15 第 1 項……………</p> <p>……………</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>68 の 15-7</u> 連結法人が措置法第 68 条の 15 第 1 項……………措置法第 68 条の 15 第 2 項……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p><u>68 の 15-8</u> 措置法第 68 条の 15 第 7 項の規定により同条第 1 項から第 3 項まで……………同条第 7 項第 1 号……………同条第 1 項から第 3 項まで……………</p> <p>……………同条第 7 項第 3 号……………同条第 1 項から第 3 項まで……………</p> <p>……………</p>

八 第 68 条の 15 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15</u> 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p><u>68 の 15-1</u> 措置法第 68 条の 15 第 1 項……………</p>	<p><u>第 68 条の 15 の 2</u> 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p><u>68 の 15 の 2-1</u> 措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68の15-2</u> 連結法人が、<u>措置法令第39条の45第1項</u>……………<u>措置法第68条の15第1項</u>に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p><u>68の15-3</u> <u>措置法令第39条の45第1項</u>……………<u>68の15-4(2)</u>…………… ……………<u>68の15-4(2)</u>……………<u>68の15-4(2)</u>……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><u>68の15-4</u> <u>措置法第68条の15第2項</u>……………</p> <p>(1) …………… ……………<u>68の15-4</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>① 1 …………… 2 …………… ……………<u>措置法第68条の15第2項</u>……………</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>68の15-5</u> ……………<u>措置法第42条の11の2第1項</u>……………<u>措置法第68条の15第2項</u> (同法第42条の11の2第2項……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68の15の2-2</u> 連結法人が、<u>措置法令第39条の45の2第1項</u>…………… その取得等をした<u>措置法第68条の15の2第1項</u>に規定する建物及びその附属設備並びに構築物を……………</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p><u>68の15の2-3</u> <u>措置法令第39条の45の2第1項</u>……………<u>68の15の2-4(2)</u>……………<u>68の15の2-4(2)</u>……………<u>68の15の2-4(2)</u>……………</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p><u>68の15の2-4</u> <u>措置法第68条の15の2第2項</u>……………</p> <p>(1) …………… ……………<u>68の15の2-4</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>① 1 …………… 2 …………… ……………<u>措置法第68条の15の2第2項</u>……………</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>68の15の2-5</u> ……………<u>措置法第42条の12第1項</u>……………<u>措置法第68条の15の2第2項</u> (同法第42条の12第2項……………</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>68 の 15-6</u> 措置法第 68 条の 15 第 4 項……………	<u>68 の 15 の 2-6</u> 措置法第 68 条の 15 の 2 第 4 項……………

九 第 68 条の 15 の 2 (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 2</u> (特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68 の 15 の 2-1</u> 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項に規定する「中小連結親法人」に該当する連結親法人であるかどうかは、同項に規定する……………</p> <p>……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 2-2</u> 措置法第 68 条の 15 の 2 第 5 項第 9 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p><u>第 68 条の 15 の 3</u> (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68 の 15 の 3-1</u> 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項の中小連結親法人に該当するかどうかは、当該……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 3-2</u> 措置法第 68 条の 15 の 3 第 5 項第 8 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

十 第 68 条の 15 の 3 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 3</u> (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 関係</p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(控除対象個別帰属調整額等のうち控除されなかった金額を明らかにする書類)</p> <p><u>68の15の3-1 措置法令第39条の45の3第3項に規定する「当該金額を明らかにする書類」には、例えば、地方税法施行規則第六号様式別表二、別表二の二及び別表二の三又は第二十号様式別表二、別表二の二及び別表二の三の控えの写しが該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十一 第 68 条の 15 の 4 ((特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の15の4-1 ……………</p> <p>……………<u>同項に規定する経営改善設備の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした日及び</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の15の4-1 ……………</p> <p>……………<u>その取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした同項に規定する経営改善設備を</u>……………</p> <p>(注) ……………</p>

十二 第 68 条の 15 の 5 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の15の5-1 ……………<u>に規定する「中小連結親法人」に該当する連結法人であるかどうか</u>……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p>68の15の5-5 ……………</p>	<p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の15の5-1 ……………<u>の中小連結親法人に該当するかどうか</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p>68の15の5-5 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
…………… <u>措置法令第 39 条の 46 第 14 項</u> ……………	…………… <u>措置法令第 39 条の 46 第 11 項</u> ……………

十三 第68条の15の6（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68 の 15 の 6-2 ……………</p>	<p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68 の 15 の 6-2 ……………</p> <p style="text-align: center;"><u>同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額の判定についても、同様とする。</u></p>
<p>（取得価額の合計額の判定）</p> <p>68 の 15 の 6-3 ……………</p>	<p>（取得価額の合計額の判定）</p> <p>68 の 15 の 6-3 ……………</p> <p style="text-align: center;"><u>同条第 2 項第 2 号又は第 4 項第 2 号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額の判定についても、同様とする。</u></p>
<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定）</p> <p>68 の 15 の 6-4 ……………</p>	<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定生産性向上設備等の取得価額要件の判定）</p> <p>68 の 15 の 6-4 ……………</p> <p style="text-align: center;"><u>措置法令第 39 条の 47 第 2 項又は第 4 項の取得価額の判定についても、同様とする。</u></p>
<p>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</p> <p>68 の 15 の 6-5 ……………</p>	<p>（国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額）</p> <p>68 の 15 の 6-5 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>以下 68 の 15 の 6 - 5同条第 1 項.....<u>68 の 15 の 6 - 6 まで</u>.....</p>	<p><u>同条第 8 項の規定により同条第 7 項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。</u>以下 68 の 15 の 6 - 5同条第 1 項<u>又は第 9 項</u>.....<u>68 の 15 の 6 - 5</u>.....</p>
<p>(1)以下 68 の 15 の 6 - 5</p>	<p>(1)<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 9 項に規定する特定生産性向上設備等について同項の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例適用連結事業年度を含む。</u>以下 68 の 15 の 6 - 5</p>
<p>(2)</p>	<p>(2)</p>
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p>
<p>68 の 15 の 6-6<u>取得等をした特定生産性向上設備等</u>.....<u>措置法第 68 条の 15 の 6</u>.....</p>	<p>68 の 15 の 6-6<u>取得等をし、又は移転を受けた特定生産性向上設備等 (措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 9 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。)</u>.....<u>同条</u>.....</p>
<p>(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p>	<p>(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p>
<p>68 の 15 の 6-7<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 7 項 (同法第 42 条の 12 の 5 第 7 項</u></p>	<p>68 の 15 の 6-7<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 7 項又は第 8 項 (同法第 42 条の 12 の 5 第 7 項又は第 8 項</u>.....</p>
<p>(ソフトウェアの改良費用)</p>	<p>(ソフトウェアの改良費用)</p>
<p>68 の 15 の 6-8<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項又は第 7 項</u>.....</p>	<p>68 の 15 の 6-8<u>措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項から第 3 項まで、第 7 項又は第 8 項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 15 の 6-9 ……同条第 1 項及び第 7 項……………同条第 1 項及び第 7 項……………<u>同条第 11 項第 3 号</u>……………同条第 1 項及び第 7 項……………</p>	<p><u>同条第 4 項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支出した場合についても、同様とする。</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68 の 15 の 6-9 ……同条第 1 項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項……………同条第 1 項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項……………<u>同条第 14 項第 3 号</u>……………同条第 1 項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項……………</p>

十四 第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16 (2) -2 …… ……………<u>特定設備等の取得又は製作若しくは建設 (以下「取得等」とい</u> <u>う。)</u> をした日及び……………</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16 (2) -2 …… ……………<u>その取得又は製作若しくは建設をした特定設備等を</u>…………… ……………</p>

十五 旧第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(中小連結法人等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p>68 の 25-1 <u>連結法人が、措置法第 68 条の 25 第 1 項に規定する「中小連結法人</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>又は連結親法人である同項第5号に規定する農業協同組合等」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した同条第1項に規定する特定農産加工品生産設備（以下「特定農産加工品生産設備」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>68の25-2 連結法人が、自己の下請業者（措置法第68条の25第1項に規定する経営改善計画の承認を受けたものに限る。）で同項の特定農産加工業（以下「特定農産加工業」という。）に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定農産加工品生産設備を貸し付けている場合において、当該特定農産加工品生産設備が専ら当該連結法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定農産加工品生産設備は当該連結法人の営む特定農産加工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>④ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、特定農産加工業に属する事業に該当しない。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>68の25-3 措置法令第39条の54第1項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が340万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をした特定農産加工品生産設備の取得価額)</u></p> <p><u>68の25-4 措置法令第39条の54第1項に規定する機械及び装置の取得価額が340万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>

十六 第68条の26《特定地域における電気通信設備の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
第68条の26《特定地域における電気通信設備の特別償却》関係	第68条の26《特定信頼性向上設備等の特別償却》関係
<p>68の26-1 <u>削 除</u></p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68の26-2 連結法人が措置法令第39条の55第1号……………<u>同号</u>…………… ……………<u>特定電気通信設備</u>……………</p>	<p><u>(附属装置等の同時設置の意義)</u></p> <p>68の26-1 平成25年4月30日付総務省告示第204号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、措置法第68条の26第1項に規定する特定信頼性向上設備に該当する旨の定めのある非常用電源装置若しくはルーター若しくはスイッチ又は附属の補助記憶装置若しくは電源装置(以下「附属装置等」という。)には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機の設置の前後相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>68の26-2 連結法人が措置法令第39条の55第2項第2号イ……………<u>同号イ</u>……………<u>特定信頼性向上設備</u>……………</p>